

(一社) 岩手県卓球協会 登録規程

(総則)

第1条 (一社)岩手県卓球協会(以下本会という)が主催する大会および講習会等に参加する場合は、公益財団法人日本卓球協会(以下日本協会という)の登録規程を準用し、本会に登録しなければならない。

(登録)

第2条 登録とは、日本協会が平成30年度から導入した会員登録申請方法(オンラインシステム会員登録システム)により、本会が定めた登録料を納入することをいう。また、登録料を納入した者を本会登録会員という。

(登録会員)

第3条 登録会員とは、本会に所属し、本会制定の事業に参加する者で以下の二つの区分とする。

- (1) 選手登録
 - (2) 役員登録(但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない)
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
 - 3 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準じる。

(登録会員の種別及び登録料等)

第4条 登録会員の種別及び登録料等は以下のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料
第1種	一般	年齢を制限しない一般及び次の2種から7種に所属しない選手	3,500円
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手	3,500円
第3種	高体連	全国高体連卓球専門部に所属する選手	2,000円
第4種	中学生	中学生の選手	1,500円
第5種	小学生	小学生以下の選手	1,500円
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	3,500円
第7種	日本リーグ		
第8種	役職者	①本会登録団体の役職者、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②全国教職員卓連に所属する役職者	3,500円 3,500円

〈留意事項〉

- 日本協会オンラインシステムの登録申請の流れのなかで、選択する支部はつぎのとおりとする。
 - ① 高体連は、高体連卓球専門部を選択してください。

② 以外の登録は、(一社)岩手県卓球協会を選択してください。

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重登録することができる。

- 2 中学生及び小学生は、所属学校以外に本県内の一つのチームに二重登録することができる。
- 3 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(登録地)

第6条 本会に登録する者は、岩手県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある者とする。

(登録料の納入)

第7条 登録料は、日本協会会員登録申請方法(オンラインシステム)に基づき本会指定の金額を納入するものとする。

- 2 ゼッケンは、登録申請後の承認後に各チームに引き渡しするものとする。
- 3 複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

(登録期間)

第8条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(登録手続)

第9条 登録手続きは、日本協会会員登録システムの申請に基づき行うこととする。

附 則 この規程は平成30年2月5日制定、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この規程は一般社団法人移行に伴い令和2年9月28日より施行する。